明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○放送法施行規則等の一部を改正する省令（**総務**七）　二

〔告　示〕

○電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件の一部を改正する件（**総務**五七）　八

○基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する件（**同**五八）　二

○二〇七・五MHz以上二二二MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針の一部を変更する件（**同**五九）　二

○基幹放送普及計画の一部を変更する件（**同**六〇）　三

○無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件の一部を改正する件（**同**六一）　三

○電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備えつけを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備えつけ場所の特例又は共用できる場合を定める件の一部を改正する件（**同**六二）　三

○無線局免許手続規則第二条第五項の規定に基づき希望する周波数の一ごとに免許の申請をすることを要しない基幹放送局を定める件の一部を改正する件（**同**六三）　三

○放送区域等を計算による電界強度に基づいて定める場合における当該電界強度の算出の方法を定める件の一部を改正する件（**同**六四）　三

○無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件の一部を改正する件（**同**六五）　三

○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件（**同**六六）　三

○無線局運用規則により呼出符号又は呼出名称の放送を省略できる基幹放送局及び地上一般放送局を定める件の一部を改正する件（**同**六七）　三

○無線設備規則の規定により総務大臣が別に告示する地上基幹放送局の送信設備及びその技術的条件を定める件（**同**六八）　三

○データ信号の構成並びにスクランブルを行う範囲及びスクランブルの制御を定める等の件の全部を改正する件（**同**六九）　三

○有線テレビジョン放送等における搬送波のレベルと雑音のレベルとの差の算出方法を定める件の一部を改正する件（**同**七〇）　三

○有線テレビジョン放送等の受信に影響を与えることが検知されないための技術的条件を定める件の一部を改正する件（**同**七一）　三

○放送区域等を計算による電力束密度に基づいて定める場合における当該電力束密度の算出の方法を定める件等を廃止する件（**同**七二）　三

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　三

特殊法人等
税理士証票無効・登録まつ消関係　六

地方公共団体
解散命令、教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　六

会社その他
会社決算公告　七